

食料システム

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構

Organization for Sustainable Food Supply System

<https://www.ofsi.or.jp/>

食料システム法の施行により当機構の名称を変更いたしました

2025

10月号

No.358

I N D E X

- 食品等持続的供給推進機構の発足に当たって ②
- 海外サプライチェーン構築を図る
認定輸出事業者への金融支援事業 ③
- 〈公正取引委員会・中小企業庁〉
「下請法・下請振興法の改正法の概要」に関する説明会が
開催されます ③
- 〈帝国データバンク〉
「価格転嫁に関する実態調査（2025年7月）」を
公表しました ⑤
- 〈国土交通省〉
「船舶へのモーダルシフト推進にご活用ください！」
～中・長距離フェリー、RORO船及び
内航コンテナ船に係る積載率動向について～ ⑥
- 〈日本政策金融公庫〉
「中小企業の経営にインバウンドが与える影響に
関する調査」の結果の公表について ⑥
- 〈内閣官房〉
最低賃金の引上げに係る支援策について ⑦
- 食流紀行 ⑧

食品等持続的供給推進機構の発足に当たって

皆様ご案内のとおり、先の通常国会において「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律」（食料システム法）が成立し、この10月1日から当機構も「食品等持続的供給推進機構」として新たな歩みを始めることとなりました。

この「食料システム法」は、昨年大改正された「食料・農業・農村基本法」に基づく食料・農業・農村基本計画を受け、食料の生産から消費に至る食料システム全体を通じた合理的な費用を考慮した価格形成と食品産業の持続的な発展に向けた施策を一体的に推進し、食料の持続的な供給ができる食料システムを確立することを目的としております。

この食料システム法において、食料のサプライチェーンを通じた食料関連産業による食料の持続的供給の取り組みを支援し食品産業の発展に資するため、各種計画制度が導入され、これら計画に基づく食品業界の取り組みに対し日本政策金融公庫の融資等の支援が盛り込まれたところです。この一環として当機構も民間金融機関からの資金調達に対する債務保証による支援を担当することとなりました。

このため、機構の主要業務のひとつである債務保証について、従来流通合理化の取り組みのみを対象としておりましたが、これが①食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者など食品等事業者による生産者との安定的な取引関係の確立、②流通の合理化、③環境負荷の低減、④消費者に選ばれるための情報提供などの取組等に拡大されました。平たく言えば、食料のサプライチェーンの川上、川下を通じた支援をすることになったということです。

また、これに伴い、情報の収集、調査及び研究や相談・援助活動についてもその対象がこれまでの食品等の流通から食品等の持続的供給に関するものに拡大することになりました。

当機構は、平成3年の食品流通構造改善促進法により「(財)食品流通構造改善促進機構」として設立され、その後平成30年に同法が食品等流通法に改められたことに伴い、同年からは「(公財)食品等流通合理化促進機構」として食品流通業界の支援を行ってきました。

以上のような機構の成り立ちに照らし当面は食品流通業界の支援が業務の中心となるものと思いますが、食料システム法によって与えられた新たな任務を十全に果たしていくため、体制の整備と財政基盤の強化を図りながら機構一丸となって取り組んで参ります。

皆様のなお一層のご支援、ご協力をお願いし、新機構移行に際してのご挨拶とさせていただきます。

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構
会長 村上秀徳

海外サプライチェーン構築を図る 認定輸出事業者への金融支援事業

食流機構では、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律^(注)から融資を受けた農林水産物・食品輸出基盤強化資金の金利負担を軽減するための支援を行います。

注：（令和元年法律第57号）第37条第1項の規定に基づく輸出事業計画の認定を受けた認定輸出事業者が、当該認定に係る輸出事業計画に基づいて行う取組のために、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。）

詳しくは食流機構のHP（<https://www.ofsi.or.jp/finance/>）を御覧ください。

■助成対象者

助成対象者は、公庫から農林水産物・食品輸出基盤強化資金の融資（その資金使途のうち、外国関係法人等への貸付等に必要な資金及び海外においてサプライチェーンを構築するための施設の整備等に必要な資金（以下「対象資金」という。））を受け、認定輸出事業計画に基づき海外での活動を行う、認定輸出事業者とします。

■事業内容

- ・助成対象者が、対象資金に対して公庫に支払った利子を助成します。
- ・利子助成額は、助成対象者が対象資金に対して公庫に支払った利子額とし、食流機構は、各年度に措置された予算の範囲で助成を行います。
- ・利子助成率は最大2%までとします。
ただし、対象資金の貸付利率が年2%を下回る場合は、当該資金の貸付利率とします。
- ・融資枠の上限は20億円（1件あたりの上限は5億円）、利子助成期間は償還終了時までとし、貸付当初から最長5年間とします。
- ・本事業で助成を受けようとする利子について、助成対象者が本事業以外の他の補助事業等から補助・助成等の交付を受ける場合は、本事業の助成対象にはなりません。

〈問合せ先〉 業務部 担当：田中

TEL 03-5809-2176 / E-mail finance@ofsi.or.jp

〈公正取引委員会・中小企業庁〉 「下請法・下請振興法の改正法の概要」に関する説明会が 開催されます

- 令和7年5月、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立しました。

本改正により、各法律名称が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）・「受託中小企業振興法」（通称：振興法）に変更されます。

また、規制内容・規制対象の追加や執行の強化、振興の充実化が行われることとなります。

今般、公正取引委員会、中小企業庁では、令和8年1月1日の改正法施行までに広く十分な周知を図る必要があるため、適用対象となる事業者をはじめとする関係者を対象に、下記のとおり改正法説明会を開催いたします。

- 説明会については、以下のHPをご覧ください。

- ・公正取引委員会

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/toriteki.html>

- ・中小企業庁

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kaiseihou_setsumeikai.html

- 今回改正の背景・概要

- ・近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に

基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。

- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法関係）

【規制内容の追加】

（1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

（2）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。

※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（4）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（5）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2. 振興の充実（下請中小企業振興法関係）

（1）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（2）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
- ②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（3）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（4）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等関係）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める

4. 施行期日

令和8年1月1日（ただし、一部の規定は本法律の公布の日から施行。）

その他、詳細については以下のHPをご覧ください。

- 公正取引委員会

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html

- 中小企業庁

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2025/250516shitauke.html>

〈帝国データバンク〉「価格転嫁に関する実態調査 (2025年7月)」を公表しました

1. (株)帝国データバンクは、8月28日、「価格転嫁率39.4%コスト上昇に追いつかず調査開始以来最低
転嫁状況は頭打ちの可能性度重なる値上げ躊躇し、コスト反映を断念」との見出しで「価格転嫁に
関する実態調査(2025年7月)」の調査結果を公表しました。

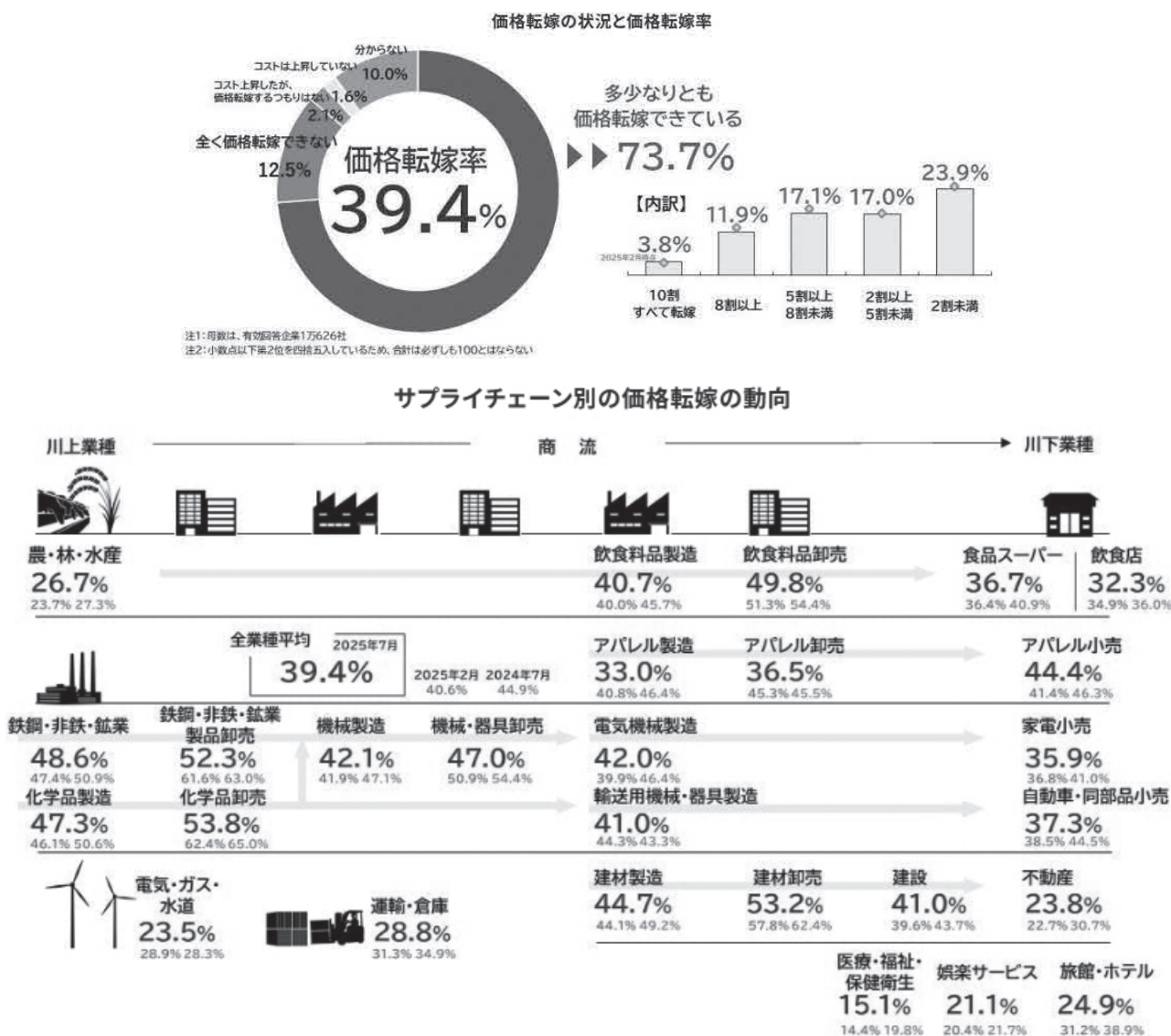
2. 概要

今回の調査によると、企業がコスト上昇をどの程度販売価格に上乗せできたかを示す価格転嫁率は
39.4%だった。前回から1.2ポイント低下し、調査開始以来最低となった。定量的な説明が難しい人
件費などの上昇分に対する転嫁が進んでいないことに加え、川下産業を中心に度重なる値上げに対す
る抵抗感からさらなる価格転嫁に踏み切れずにいることが考えられる。価格転嫁の推進のため、企業
も消費者も値上げを許容できる環境の醸成が不可欠である。

※株式会社帝国データバンクは、全国2万6,196社を対象に、「価格転嫁」に関するアンケート調査を実施した。
なお、価格転嫁に関する実態調査は、前回2025年2月に実施し、今回で6回目。

調査期間：2025年7月17日～7月31日(インターネット調査)

調査対象：全国2万6,196社、有効回答企業数は1万626社(回答率40.6%)



3. 詳細につきましては、以下の帝国データバンクHPを御覧ください。

<https://www.tdb.co.jp/report/economic/20250828-pricepass-on202507/>

〈国土交通省〉 「船舶へのモーダルシフト推進にご活用ください！」 ～中・長距離フェリー、RORO船及び 内航コンテナ船に係る積載率動向について～

国土交通省海事局は、中・長距離フェリー、RORO船及び内航コンテナ船に係る積載率の動向（令和7年4～6月実績）を調査し8月27日に結果を公表しました。積載率にまだ余裕のある航路もありますので、荷主・物流事業者におかれましては、今後のモーダルシフト推進に向けた検討にご活用ください。

令和5年6月2日に、我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議が取りまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」を受けて、国土交通省海事局では、中・長距離フェリー、RORO船及び内航コンテナ船のトラック輸送に係る積載率の動向を調査し、その結果を令和5年8月より公表しております。この度、中・長距離フェリー、RORO船及び内航コンテナ船に係る積載率の動向（令和7年4～6月実績）を調査したので、その結果を公表します。

あわせて、フェリー、RORO船、コンテナ船の3つの船種における内航海運のサービスや利用方法、利用検討に向けた手順、内航船を利用することのメリットなどを掲載した「内航海運へのモーダルシフト利用検討ガイド」及び、各社が提供している航路情報をまとめた「航路情報一覧」を令和7年5月より公表しております。

国土交通省では、引き続き荷主・物流事業者への情報提供を行い、内航海運への更なるモーダルシフトを推進してまいります。

〈内航海運へのモーダルシフト利用検討ガイド〉

（URL）<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001891014.pdf>

〈各社航路情報一覧〉

フェリー、RORO船

（URL）<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001891115.xlsx>

コンテナ船

（URL）<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001891116.xlsx>

詳細は、以下の国土交通省HPをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001906677.pdf>

〈日本政策金融公庫〉「中小企業の経営にインバウンドが与える影響に関する調査」の結果の公表について

1. 日本政策金融公庫は、「全国中小企業動向調査 小企業編・中小企業編」2025年4～6月期特別調査として、「中小企業の経営にインバウンドが与える影響に関する調査」を行い、「インバウンドが業況に対してプラスに影響する小企業は6.1%、中小企業は12.8%プラスの影響を受けた割合は、規模の大きい企業ほど高い」との見出しの下、9月2日に調査結果を公表しました。

2. 調査結果のポイントは以下のとおりです。

〈小企業編〉＊原則従業員20人未満

- インバウンド（訪日外国人観光客）の増加による業況への影響をみると、「プラスの影響が大きい」は6.1%、「マイナスの影響が大きい」は1.9%、「プラスとマイナスの影響どちらもあるが、同じくらいである」は5.5%、「影響はない」は86.5%となった。
- インバウンド需要を獲得するための取り組みの有無をみると、「実施している」は5.4%、「実施していないが、今後実施する予定がある」は5.8%、「実施しておらず、今後実施する予定もない」は88.8%となった。

〈中小企業編〉＊原則従業員20人以上

- インバウンドの増加による業況への影響をみると、「プラスの影響が大きい」は12.8%、「マイナスの影響が大きい」は0.9%、「プラスとマイナス どちらの影響もあるが、同じくらいである」は3.9%、「影響はない」は82.5%となった。従業員規模別にみると、「プラスの影響が大きい」は規模の大きい企業ほど多くなっている。
- インバウンド需要を獲得するための取り組みの有無をみると、「実施している」は8.0%、「実施していないが、今後実施する予定がある」は6.1%、「実施しておらず、今後実施する予定もない」は85.8%となった。

3. 詳細は以下の日本政策金融公庫HPをご覧ください。

https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/tokubetu_250902.pdf

〈内閣官房〉最低賃金の引上げに係る支援策について

- 9月5日、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局、厚生労働省労働基準局、経済産業省中小企業庁の連名で「最低賃金の引上げに係る支援策について」と題して、標記の支援策が内閣官房のHPに掲載されています。

- 概要

令和7年9月5日までに、最低賃金について、全ての都道府県の地方最低賃金審議会で答申が取りまとめられました。それらの結果、令和7年8月4日に中央最低賃金審議会で取りまとめた目安6.0%を大幅に上回る6.3%、引上げ額は過去最大の66円となり、全国加重平均は1,121円となりました。

最低賃金の引上げへの対応については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」（いずれも令和7年6月13日閣議決定）に基づき、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の中で、価格転嫁・取引適正化の徹底、生産性向上、事業承継・M&Aを通じた経営基盤の強化などの施策を総動員することとしています。今般は、その一環として、生産性向上の支援策を強化します。

具体的には、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者に対し、当面の措置として、以下の助成金及び補助金について、対象の拡大、要件緩和等の措置を講じます。

- ①業務改善助成金（厚生労働省）
- ②ものづくり補助金（経済産業省）
- ③IT導入補助金（経済産業省）
- ④中小企業省力化投資補助金（一般型）（経済産業省）

詳細は、以下資料をご参照ください。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の一環としての最低賃金の引上げに関する支援の拡充

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/saiteichingin/siryou.pdf

なお、全国の中小企業・小規模事業者に、これらの支援策を活用していただけるよう、全国的な普及広報の取組を強化するとともに、働き方改革推進支援センターやよろず支援拠点、中小企業関係団体等を通じて、きめ細かい相談、助言等の対応を実施します。

- 各省における支援策

- ・厚生労働省

- 業務改善助成金

- <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001471309.pdf>

- ・経済産業省

- ものづくり補助金

- https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r7/r6_mono.pdf

- IT導入補助金

- https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r7/r6_it.pdf

- 中小企業省力化投資補助金（一般型）

- <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r6/shoryokuka.pdf>

- 詳細は、以下の内閣官房HPをご覧ください。

- https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/saiteichingin/index.html

夏バテ防止はウナギとステーキ

今年も猛暑となった8月、ウナギ蒲焼と牛ステーキを食べました。多くの人が猛暑の夏はウナギを連想します。「土用丑の日とウナギ蒲焼」がどう関係するか、難しいことは知りません。クリスマスのチョコレートはキリストのおかげ夏のウナギは平賀源内のおかげではないでしょうか。

四万十川のウナギ

数年前、仕事で高知県四万十市に何回か行った。四万十川といえば清流の代名詞であり全国に通用するトップブランドである。四万十川沿いの鰻屋に入ると「天然ウナギの本日入荷はありません。ご希望の方には入荷したら連絡します」と張り紙があった。

ウナギは汚染された水域では生育が難しい河川浄化のシンボルであり、近年、全国的に河川の水質保全が進み、ウナギのいる河川が増えている。四万十川でも増えているのだろう。私は高い天然ウナギを食べたことはないが、さっぱりとした肉厚にタレが沁みる上質の養殖ウナギ蒲焼の食感が好きである。四万十の方と新橋の大和田でウナギを食べたが「こんな美味しいウナギは初めてだ」と言われ、驚いた。

余談だが四万十市には公設市場があり、名称は「幡多公設地方卸売市場」である。古くから幡多地区と言われていたからだが、幡多市場よりも四万十市場の方が良いのではないだろうか。

夏にステーキも格別

夏にウナギが良いならステーキも夏に良い。私は60歳を過ぎた頃から意識的に肉を食べるようになった。築地で働いていた時は、当然魚がメインで、肉はあまり食べなかったが、築地場外の新橋寄りにステーキハウス「築地さとう」があり、和風の高級料亭らしい佇まいで敷居が高かったが、ランチは安く昼前には行列ができるようになったので時々行った。

写真は8月に永田町の砂防会館前にあるステーキハウス「アンカーポイント」で食べたサーロインのステーキである。地下鉄永田町駅を出て右に行くと国立劇場・演芸館があり、左に行くと自民党本部や砂防会館がある。右は文化地区、左は非文化地区で、その中の海運ビル1階にあるオアシスがアンカーポイントである。

写真でも分かるように肉の塊を塩コショウし、薪火で豪快にグリル焼きしたハーブの香り高いステーキである。高齢者は柔らかいサイコロステーキが一番と思い込んでいたが、分厚いミディアムステーキを慣れないナイフで切り分けソースをかけない肉の美味しさを味わった。永田町に住む高齢者はこんなステーキが権力のエネルギー源となるのだろう。

海洋大学時代、天王洲アイルの運河の上にある欧米人の客が多いステーキハウスに同僚の教員と二人で行き、何グラムのステーキを注文するか、二人とも周囲の欧米人に見栄を張って完食に苦労したことを思い出した。

何回も食べることは体力、財力ともに困難だが、私にとって残暑厳しい中、無事に9月を迎えることが出来ればそれだけで毎日が祝日である。アンカーポイントとはいかないが近くのロイヤルホストでオーギービーフを食べようと思う。

市場流通ジャーナリスト 浅沼 進



編集後記

毎年この季節の梨を楽しみにしている。千葉県には梨農園の直売所がたくさんあり、幸水や豊水、かおり、甘太など色々な種類の梨が売られている。鳥取県の名産、二十世紀梨もちょっと酸味があってとても美味しい。この二十世紀梨も、実は千葉県で発見、栽培された品種で、千葉県松戸市には今でも二十世紀が丘という地名が残っている。

近年の温暖化で様々な作物の収穫に影響を及ぼしているという話を聞くが、21世紀でも美味しい梨が食べられるように願っている。(S)